

議員案第11号

「建築物省エネ法」改正案の今国会での審議及び成立を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月16日提出

小金井市議会議員

古畑俊男  
坂井えつ子  
村山ひでき  
安田けいこ  
片山かおる  
渡辺大三  
森戸よう子

## 「建築物省エネ法」改正案の今国会での審議及び成立を求める意見書

第208回通常国会に、住宅・建築物の脱炭素化を進めるための「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」の改正案が提出される予定だったが、参議院選挙などの影響により、法案提出が先送りされる見通しである。日本が掲げている「2030年度までに温室効果ガス46%削減（2013年度比）」の実現のためにも重要な法案であるのに、脱炭素社会の実現よりも選挙対策に重きが置かれ、先送りされた状況は甚だ遺憾である。

改正案では、2025年に全ての新築建築物に省エネ基準適合の義務付けや、既存建築物の省エネ適合の推進のほか、脱炭素に向け、効果の高い木造住宅・建築物の利用拡大なども盛り込んだ積極的な法案である。

2050年度目標に対し、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策の在り方・進め方に関するロードマップが示されたことは評価するが、エネルギー基本計画と整合しておらず、2050年脱炭素からのバックキャストिंगとしては不十分である。必要なのは、取組の前倒しと、削減目標達成のための更なる努力と議論である。

太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など住宅・建築物における技術はほぼ確立しているが、日本での導入は非常に遅れており、国が法律制定によって、この取組を推進することが求められている。これら住宅・建築物の対策を改善する今回の改正案の成立は急務である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、日本が脱炭素社会を実現するために重要な対策となる「建築物省エネ法」改正案の先送りをせず、今国会において審議し、早期に成立することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
国土交通大臣 様  
環境大臣 様  
経済産業大臣 様